

再審査の申立てについて（総務局関係）

次のとおり大阪市役所本庁舎の事務スペースの使用不許可等に係る不当労働行為救済申立事件について再審査を申し立てる。

当事者及び名	事件概要
1 申立人 大阪市 被申立人 大阪市労働組合連合会 ほか4名 2 中央労働委員会 不当労働行為救済再審査申立事件	本市が被申立人らに対し、大阪市役所本庁舎の事務スペースからの退去を求める通告をするとともに、同スペースの使用を不許可とした行為（以下「本件不許可処分等」という。）は、被申立人らの運営を支配し、又はこれに介入する不当労働行為であるとして、被申立人らが、本市に対し、同通告を撤回すること、同スペースの使用を不許可とした行為をなかったものとして取り扱うこと及び本件不許可処分等に関する謝罪文を掲示することを求めていた不当労働行為救済申立事件において、平成26年2月20日に、本市に対し、今後本件不許可処分等のような不当労働行為を繰り返さないようにすることを約する文書を被申立人らに速やかに手交すべき旨の命令があり、同命令に不服があるので再審査の申立てを行うもの

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

説明

大阪市役所本庁舎の事務スペースの使用不許可等に係る不当労働行為救済申立事件の再審査を申し立てるため、この案を提出する次第である。